

2. 統制下の経済復興と質的金融調節

(1) 生産増強の推進

本行貸出方針

既述のように、昭和21年（1946年）3月13日の金融懇談会において新木栄吉本行総裁は、市中金融機関に対し、その貸出資金は原則として手元資金の範囲内でまかなうよう要望した。これは、政府の「経済危機緊急対策」に呼応して、本行も厳しい引締め方針を堅持し、市中金融機関の貸出資金は建前として供給しないことを意味する。本行は金融緊急措置やその後の信用供与の抑制を通じて物資と通貨との均衡を回復し、通貨価値の安定を図ることが生産の再開・増大を軌道に乗せる基本的条件と考えていた。このような立場から新木総裁は全体としての厳しい引締め方針を示すと同時に、その枠内において生産を増強するうえで本当に必要と思われる資金については、商業手形およびこれに準ずる割引適格手形の再割引により順便な供給をはかる意向を表明した。

真に必要な生産資金の供給を、商業手形とこれに準ずる手形の再割引によることにしたのは、次の二つの理由による。一つは、戦時中長年にわたって市中の慣行になっていた諸取引の現金決済を極力抑制し、信用取引の回復を図って現金使用の節約を促すことであった。もう一つは、中央銀行の円滑自在な通貨調節力を確保し、通貨の不当な膨張を抑制するには、自動決済性を備える商業手形の再割引が最も適当と考えられたことである。また、販売の目的で買い入れた商品の代金決済のために振り出された手形、すなわち狭義の商業手形だけでなく、企業が生産に必要な原材料購入等のため振り出す工業手形や、農業生産に必要な資材購入に際して振り出される農業手形など、物資の移動・生産の裏付けがある手形も、商業手形に準じ再割引適格手形として取り扱うこととしたのは、生産資金の供給をはかるには妥当な方法であると認めたからであった。

このように広義の商業手形の再割引を本行の主要な資金供給ルートとする以

上、戦時に国債消化促進の見地から国債担保貸付を商業手形並みに優遇してきた措置を廃止し、国債担保貸付利子歩合を商業手形割引歩合より高くするのは当然の成行きであった。国債担保貸付利子歩合を引き上げるのであれば、従来から国債担保貸付との間に若干の差を設けることを原則としてきた、国債以外のものを担保とする貸付利子歩合も引き上げざるをえない。また、当座貸越も国債を担保とするものであったので、それまでは国債担保貸付に準じて優遇してきたが、当座貸越本来の性質にかんがみ、その極度額を相当減額すると同時に、当座貸越利子歩合の引上げをはかるのは当然といえよう。

昭和21年4月9日、本行は商業手形割引歩合を日歩9厘に据え置く一方、国債担保貸付利子歩合を1厘引き上げて日歩1錢以上、国債以外担保貸付利子歩合を1厘引き上げて日歩1錢1厘以上とし、また当座貸越利子歩合を2厘引き上げて日歩1錢3厘とする改定措置を実施した。⁽¹⁾ この公定歩合の変更に際して、本行は本行貸出方針および割引適格手形の取扱いについて以下のように新聞発表を行った。⁽²⁾

一、政府はインフレ防止のため金融緊急措置令に基き逐次種々の方策を実施して来られたが、日本銀行に於ても今後通貨の不当な増加を抑制するため必要な手段を講ずる所存であり、今回基準利子歩合の変更を機とし日本銀行の金融機関に対する貸出に付て緊縮方針を持することとした次第である。尤も生産増強上真に必要な資金に付ては順便なる供給を図ることは勿論であつて、之がため商業手形其の他の適格手形の再割引は最低歩合を以て之に応ずることとする。

一、日本銀行の貸出方針としては金融機関が真に生産に必要な方面に使用する資金の外は其の貸出の資源として日本銀行の資金は用いしめないことを建前とする。金融機関の預金支払資金はなるべく新規預金の吸収、既往資金の回収等自力調達を以て賄つて貰うことを原則とする。但し斯る方法に於ても尚不十分なる場合は其の必要に応ずることは勿論である。

一、商業手形、その他物資の移動、生産の裏付ある手形は生産資金供給の最も妥当なる方法と認められるが故に之に対しては積極的に再割引に応ずる。日本銀行が再割引に応ずる之等の手形を適格手形とするが、この所謂適格手形と認めるものは次の如き各種の手形であつて、要するに手形の発生原因に於て物資の移動若は生産が起

り之に依り国民経済の進展に寄与するものと認められるものである。

(一) 商業手形 〔略〕

(二) 工業手形 〔略〕

(三) 農業手形 〔略〕

而して之等三種の手形何れに付ても形式上に於ては手形署名者は少くとも二名以上、裏書人は割引依頼人外一名の有ることを要し、又手形期限は生産取引の実情に応じ決定せらる可きも、日本銀行に再割引に供せられる場合には三ヶ月以内（但し農業手形は六ヶ月以内）に満期の到来するものたる可きものとする。

日本銀行としてはこの種の手形が漸次一般経済界に普及発達して来る 것을期待するものである。

昭和21年4月の公定歩合の変更に対して、市中銀行は次のような反応を示したと伝えられている。⁽³⁾ 現在、売り手が要求しているのは現金であって手形の受取りを忌避しているので、経済が正常化しない限り手形取引の復活は困難である。日本銀行は商業手形割引歩合をもって基準金利とする意図を抱いているようであるが、手形流通の拡大が望みがたい以上、国債担保貸付利子歩合が日本銀行の基準金利になることは否定できず、今回の公定歩合の変更は実質的には金利の引上げとならざるをえない。現状から見て、日本銀行が高金利政策を取るのは当然であるが、日歩1厘程度の引上げでは貸出抑制の効果はあるまい、というのである。

本行は、以上のように商業手形の再割引を優遇することにしたのに伴い、融通手形の形式をとっている手形貸付を引き締めることにした。公定歩合変更の1週間後に当たる4月16日、それまで大銀行7行に対して適用していた貸付利率調整制度を廃止し、その他の普通銀行に対して実施していた高率適用制度を課することにしたのがそれである。この結果、日本勧業銀行を除く特殊銀行ならびに普通銀行については、それぞれの銀行に対する本行貸付残高が一定の基準額（対象銀行の毎四半期末預金残高の5%相当額）を超えるときは、超過額に対して公定歩合最低率の1厘高を適用し、さらに基準額の2倍を超えるときは2厘高を適用することになった。インフレーションの進展をあくまでも抑えながら、生産の再開・増大ひいては経済の復興再建を促進しようという、本行の政策姿勢をうかがうことができよう。

石橋財政

上述の公定歩合変更の翌日、昭和21年4月10日に行われた衆議院総選挙の結果、同月22日に幣原内閣が総辞職し、1か月にわたる政治的空白の後、5月22日に第1次吉田内閣が成立した。同内閣の石橋湛山蔵相は5月22日の初閣議後の記者会見で、①通貨の膨張、物価の騰貴からみれば現状はインフレーションといえるが、その原因は物資不足、戦時中の耐乏生活の反動、前途の不安にあるので単なる通貨収縮策では解決できない、②金融政策の課題は、資金を注入すれば直ちに生産の増加する部門に資金を供給することである、③21年2月実施の金融緊急措置は弊害が少くないので、再検討のうえできるだけ早く解除したい、と語った⁽⁴⁾。「経済危機緊急対策」を断行したにもかかわらず、一向に生産の再開・増大が軌道に乗らなかったため、生産増強が当面の政策課題として登場してきたといえよう。

生産の再開・増大に対する石橋蔵相の積極的姿勢は、7月25日の議会における昭和21年度改定予算案に関する財政演説に明確に表われている。同演説の要点は次のとおりである。⁽⁵⁾

インフレーションとは、ケインズの指摘したように、ある経済社会がすでにフル・エンブロイメントの状態を示し、あらゆる生産要素がフルに稼働している場合に、新たな購買力がさらに追加されるため物価騰貴を引き起こす場合をいうのである。終戦以来のわが国はフル・エンブロイメントの状態にあったとはいえない。多数の失業者が存在し、生産設備の多くは遊休化している。これは甚だしいアンダー・エンブロイメントであるから、このような状態のもとでの通貨膨張と物価騰貴とは、たとえインフレーションであるとしても普通の意味のインフレーションではない。終戦後のいわゆるインフレーションは、戦争と敗戦により生じた経済秩序の破壊と虚脱状態、そこから発生した飢餓現象ないし恐慌現象を見るべきである。したがって今日のインフレーションは、通貨の収縮すなわちデフレーション政策によって処理することはできない。物資の生産と出回りによってのみ救済しうるのである。人心の不安を一掃しなければ恐慌は鎮静しえない。

国内に失業者があふれ、多くの生産要素が遊休化している状態のままでは、い

かに財政収支の均衡化をはからうとも眞の健全財政とはいえない。現状における財政の第一要義は、遊休生産要素を動員し生産活動を再開させることにある。この目的を達成するためならば、たとえ財政に赤字を生じ、通貨の増発をきたしても差し支えない。むしろ、それこそが健全財政であると信じる。また、今日の経済学説も認めるところであると考える。

以上のように、生産の再開・増大のためには赤字財政も通貨の増発も辞せずとする石橋蔵相の財政演説——いわゆる「石橋財政」の表明——は、「あまりにも奇怪であり、あまりにも独善すぎる」⁽⁶⁾、「引合ひに出された故ケーンズ卿こそ迷惑」⁽⁷⁾⁽⁸⁾と批判されたが、たしかに生産要素のすべてが過剰であったわけではなく、原燃料と食糧が極度の不足に陥っていた当時の特殊な状況のもとで、これをアンダー・エンプロイメントの状態とみなしそれを理由に財政の赤字、通貨の増発を健全であると主張することは甚だ危険であったといえよう。しかし石橋蔵相は前記の所説に基づき次のような具体策を主張した。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

まず、経済再建の基盤を確実にし、経済界の進路を明らかにして敗戦後の虚脱状態から脱却させるため、懸案になっている戦時補償の問題を速やかに、かつ合理的に処理するとともに、金融緊急措置に基づく封鎖預金の制度をできるだけ早く撤廃する。しかし、経済界の整理はいかなる方法を取ろうともデフレーション的傾向を伴う。積極的に物資を増産して飢餓現象を解消し、経済の見通しを明らかにして人心を安定させるには、五つの積極政策を

表 2-1 昭和21年度一般会計歳出最終予算額
(単位:百万円)

歳出分類区分	予算額	構成比(%)
民生 安定費	12,253	10.3
救済・福祉費	4,620	3.9
社会保険費	274	0.2
保健衛生費	443	0.4
就業対策費	105	0.1
食糧価格調整補給金	6,531	5.5
その他の	279	0.2
経済再建費	18,263	15.3
公共事業費	7,708	6.5
産業振興費	2,547	2.1
石炭価格調整補給金	3,786	3.2
出資・支出金	4,220	3.5
教育文化費	2,184	1.8
同胞引揚費	8,364	7.0
終戦処理費	38,300	32.2
国債費	5,763	4.8
金融機関補償金	21,000	17.6
その他の	12,290	10.3
予備費	670	0.6
合計	119,087	100.0

(出所) 大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講和まで——』第5巻(歳計1)、東洋経済新報社、昭和57年、237~238ページ。

取るべきである。第1は、石炭など枢要産業に対する特別の生産促進策——生産者価格を大幅に引き上げる一方、消費者価格を据え置くため価格調整補給金を支出する——である。第2は、復興金融の強力な推進——政府出資の復興金融機関の設置——である。第3は、産業の合理化——生産性の向上——である。第4は、失業者受入れ体制の強力な推進である。第5は、経済の民主化——農地改革、財閥解体等——である。

昭和21年度一般会計歳出最終予算額によると（表2-1）、価格調整補給金（石炭・食糧）は103億円（予算総額の8.7%）、復興金融機関に対する出資（経済再建費のうちの出資・支出金に含まれている）は40億円（予算総額の3.4%）に上った。食糧価格調整補給金や、後に述べる金融機関の再建整備に伴う金融機関補償金も生産再開・増強のための支出であるとみなせば、経済再建費183億円にそれら支出を加えた生産再開・増強向け歳出予算額は、458億円（予算総額の38.5%）に達し、終戦処理費（383億円）を上回ることになる。昭和21年度予算は石橋蔵相の生産増大に対する積極的姿勢を反映していたといってよい。

金融政策運営方針

この間、昭和21年1月4日付の連合国最高司令部覚書「好ましくない人物の公職からの除去及び排除に関する件」に基づき、2月28日に勅令第109号「就業禁止、退官、退職等ニ関スル件」（いわゆる公職追放令）が公布施行された。これに伴い、正副総裁をはじめ本行役員のほとんどが退任を余儀なくされ、6月1日、当時本行大阪支店長であった一万田尚登理事が第18代日本銀行総裁に就任した。なお、これまで本行理事からそのまま総裁に昇格した事例としては、山本第5代総裁の例があったにすぎない。このときは第2代総裁時代以降ずっと副総裁が任命されず、不在であったのに対し、今回は追放されたとはいえ、それまで在任していたという点で事情が異なるが、いずれにせよこの総裁昇格は特異な事例であったといえよう。

一万田新総裁は、6月1日の記者会見において、当面の金融問題はインフレーションを防止しつつ、いかにして生産を増強するかにあるとし、企業の整備、生

産の再開・増強を積極的に支持することを政策運営上の重要な柱にすることを示唆した。⁽¹²⁾ 通貨膨張の数字にあまり神経質になるのはよくない、通貨は結局生産と関連するものであって、貸出により生産が起こり、製品が正規のルートに乗るならば、資金を供給するという総裁の発言は、石橋財政の目指す方向と大きな違いがないようにみられるが、インフレーションに対する姿勢に根本的な相違があった。後に一万田総裁は、中央銀行総裁として当時ますどのような基本的態度で臨んだかについて、次のように述べている。⁽¹³⁾

今度の戦争は、日本の国力を超えた大きな戦争であったうえ負けたのだから、戦時中や戦争直後の状況からみても分かるように、インフレーションの発生は必至で如何ともしがたいと思われたが、日本銀行総裁としては通貨の安定をはかるという使命があるので、いざという場合には、インフレーションをストップさせることができるようにしておく、そのためには、ある程度のインフレーションの進展は覚悟せざるを得ないとしても、普段からコントロールできる状態にしておくという考え方を根底に置いていた。

しかし、終戦直後のわが国の状況は実に惨憺たるもので、国民の大部分は一日、一日をいかにして食べていくかで精一杯という状態であり、失業者は巷にあふれ、社会不安は非常なものだった。産業界も、生産施設を戦災でやられ、原材料は枯渇していたうえ、主だった人達は追放されるという有様で、財界も「放心」状態であったと言ってよい。当時八千万人弱の日本の人口が、狭い四つの島の中で生きていかなければならなかつたことを考えると、戦前の一割か二割位しか残っていなかった生産力の回復、生産の増大をはかることも急務であった。

このように、一方でインフレーションを抑制もしくはコントロールし、他方で生産の復興・増大をはかるという、相反した政策目標を同時に追求しなければならなかつたのだから、そう簡単なことではなかった。……

当時の考え方としては、当然、いかにしてインフレーションを抑制するかという大方針を掲げたけれども、……生産力の回復をはかっていかなければならない。ところが、貯蓄はほとんど国債にかわっている、政府には支払能力がないという状況であつたから、民間資金は極めて微々たるものだった。したがつて、日本銀行としては、本当に必要な資金はどうしても出さざるを得ないと考えていた。

.....

こうした僕のやり方には、少しインフレーション的であるという批判もあったかもしれないが、……いつでもコントロールしうる範囲内においてインフレーションをやっていた……。

一万田総裁も回顧しているように、インフレーションの抑制と生産の増強という目標の同時達成は、本行にとって「最も頭を悩ませた問題」であった。⁽¹⁴⁾ 本行は総力を結集してこの問題に取り組むことになったが、⁽¹⁵⁾ 生産の増強ひいては経済の復興再建をはかるには、なによりもまずその基礎を固める必要があった。石橋蔵相も指摘していたように、終戦直後の20年秋以来懸案となっていた戦時補償問題の解決がそれである。

- (1) 終戦後、連合国との日本占領政策の推進に伴い、本行の諸施策についても、連合国最高司令部の覚書または指令により、最高司令部に対する事前連絡またはその事前承認を要するものが逐次指定された。21年4月9日の公定歩合変更に関しては、同月5日、最高司令部経済科学局に対し事前連絡をしている。
- (2) 日本銀行保有資料。
- (3) 昭和21年4月9日付『朝日新聞』および同月10日付『日本経済新聞』。
- (4) 昭和21年5月23日付『朝日新聞』および同月24日付『日本経済新聞』。
- (5) 大蔵省印刷局編『大蔵大臣財政演説集』同局、昭和47年、509～516ページを参照。
- (6) 昭和21年7月26日付『毎日新聞』社説「石橋財政の誤謬」。
- (7) 昭和21年7月26日付『朝日新聞』社説「独断に満ちた蔵相演説」。
- (8) この石橋蔵相の財政演説に対する批判については、鈴木武雄『現代日本財政史』第1巻、東京大学出版会、昭和45年（第4版）、256～261ページを参照。
- (9) 吉野俊彦『戦後金融史の思い出』日本経済新聞社、昭和50年、97ページ。
- (10) 前掲『大蔵大臣財政演説集』516～524ページを参照。
- (11) 昭和21年度改定予算（561億円）は21年9月21日に公布されたが、翌22年3月末までに合計7回の追加予算が公布され、総額1190億円に達するに至った（大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講和まで——』第5巻（歳計1）、東洋経済新報社、昭和57年、234～238ページ）。
- (12) 昭和21年6月2日付『日本経済新聞』。
- (13) 日本銀行調査局編『終戦後における金融政策の運営・一万田尚登元日本銀行総裁回顧録』同行、昭和53年、4～5ページおよび7～8ページ。
- (14) 同上、5ページ。
- (15) 一万田本行総裁は、総裁就任直後の21年6月4日に開かれた本行部局長会議で、「本行の職責は洵に重且大である。重役個人の力などで果し得るものでなく皆の力を結集して始め

て成し得る所のものである」と述べている。また、6月11日の本店課長会議においても、「時局は口でいふ程簡単ではない。どうか本行の為め、國の為め、異常の努力をして貰ひ度い」と要望している（日本銀行保有資料）。

(2) 戦時補償債務の打切り

戦時補償問題

戦時中に、政府は各種の法令や企業との契約等により、軍需会社・保険会社などに対して損失または損害の補償を公約した。昭和20年(1945年)11月27日付の大蔵・商工両省の調査によると、軍需会社に対する補償金、敗戦に伴う契約解除による半製品等代金、企業・個人に対する戦争損害保険金の支払いなど、政府の補償債務総額は⁽¹⁾ 565億円に上っていた。これらの多額の戦時補償債務がどのように処理されるかによって、崩壊の危険をはらんでいた経済秩序の維持、あるいは平和経済への転換、経済の再建復興に大きな影響が及ぶことはいうまでもなかった。

終戦直後に成立した東久邇内閣の津島寿一藏相は、昭和20年9月11日の東京銀行集会所における演説のなかで、戦争終結前の政府の戦時補償債務はなるべく速やかに総合的に支払うよう考慮すると述べた。⁽²⁾ しかし、戦時補償債務の支払いは戦後インフレーションを激化させるおそれがあった。全国民が多かれ少なかれ戦争の犠牲をこうむったのに、一部の軍需会社に対してのみ政府が損失補償を行うのは不当である、という意見も無視できなかった。東久邇内閣の後を継いだ幣原内閣(20年10月9日成立)の渋沢敬三藏相は、内閣成立の日の記者会見で、軍需会社等に対する政府補償は全額行うべきではなく、国民も政府も企業も公平に損失を負担すべきであると述べ、前藏相とは若干異なる意向を表明した。⁽³⁾

政府は、敗戦後のわが国経済の実情から見て、戦時補償債務の全面的打切りは⁽⁴⁾ 経済破たんを誘発することになるのではないかと懸念していた。反面、経済秩序維持のためある程度の補償を行おうとすると財政にかかる負担が大きく、終戦後の財政状態からすれば、財政収入を確保するため革新的な方法を講ずる必要があつたことは明らかであった。⁽⁵⁾ 政府は戦時補償債務の処理について慎重な検討を重

ねた結果、昭和20年11月5日の閣議で、戦時補償に関してはその内容に応じて適正かつ厳格な審査を行い、できるだけ総合的な判断によって決定・交付する方針⁽⁷⁾をとることにした。そのねらいは、政府の信義を維持して経済秩序の破たんを防止し、経済活動の流れを乱さないようにすることにあったが、補償債務の支払いは財政支出の増大とならざるをえない。したがって、すでに述べたように歳入面で、財産増加税と財産税の賦課というドラスティックな方策を講じようとしたのも、「与えるものは与える」が「取るもののは取る」⁽⁸⁾ことにより、財政収支の均衡をはかるためであった。

昭和20年11月24日付の連合国最高司令部覚書「戦争利得の除去及び財政の再建に関する件」は、戦時補償債務の処理に関する政府の「与えるものは与え、取るもののは取る」という方針を大綱において承認した。⁽⁹⁾ 戦時補償債務の支払金は封鎖預金とし、同預金からの支払い、振替え、引出しは最高司令部の承認を要するという条件が付されたものの、戦時補償債務の処理方針はひとまず確定した。

戦時補償の全面打切り

昭和21年2月17日、政府は「経済危機緊急対策」の一環として「臨時財産調査令」⁽¹⁰⁾を公布し、財産税賦課の準備を整えた。他方、軍需会社に対する補償問題を調査・検討させるため、2月1日に「企業経理調査委員会官制」(勅令第66号)を公布し、産業の再建促進を重視した戦時補償の実行を期した。

しかし、4月中旬に連合国最高司令部の税務顧問としてレオ・チャーン (Leo M. Cherne) が来日するや、戦時補償の問題はしだいに打切りの方向に傾いていった。⁽¹¹⁾ 4月30日の日本政府との意見交換の席で、チャーンは戦時補償債務の支払いに否定的な見解を示したと伝えられているが、ほぼそのころから、政府内部でも戦時補償を打ち切った場合の影響と対策の検討を始めている。そうした最中の5月22日に成立した吉田内閣は、同月31日の閣議で、一般補償債務⁽¹²⁾ (165億円)のみ全額打ち切る方針を決定した。⁽¹³⁾ しかし、同日午後、連合国最高司令部経済科学局長より、戦時補償請求権に対し100%の課税を行い、事実上、戦時補償債務を全面的に打ち切るという案が提示され、戦時補償問題の帰趨はほぼ定まった。⁽¹⁴⁾

政府は上記の100%課税提案をめぐって最高司令部と「占領期には異例のはげしい応酬」を繰り返した。⁽¹⁶⁾ 戦時補償債務の打切りに対して産業界も金融界も反対であったことはいうまでもない。経済団体連合委員会は、「その経済界に及ぼす影響は極めて深刻にして之が收拾は殆んど不可能ならざるやを恐れる」と主張し⁽¹⁷⁾ た。全国銀行協会も、「政府補償が全面的に打切らるる場合に於ては経済界を混乱

表 2-2 全国銀行主要勘定

(昭和21年3月末)

(単位: 億円)

	全国銀行	6大銀行	その他銀行
預 金	1,418	655	763
戦争保険関係特殊預金	286	178	108
そ の 他 特 殊 預 金	42	38	4
一 般 預 金	1,090	439	651
債 券 発 行 高	129	77	52
日 銀 借 入 金	216	170	46
貸 出	1,110	801	309
軍 需 融 資 } 指 定 融 資 }	362	223 122	17
命 令 融 資	76	76	—
戦争保険関係融資	375	269	106
企業整備等見合融資	22	22	—
一 般 貸 出	275	89	186
公 債	507	142	365

(出所) 前掲『現代日本財政史』第1巻、235ページ。

に陥らしめ産業の再建は不可能となり、却つて国家財政を危殆に瀕せしめる惧れ⁽¹⁸⁾がある」と訴えていた。銀行貸出残高の相当部分が軍需融資その他の特殊な融資であったことを思えば(表2-2)、金融界が戦時補償債務の打切りに反対したことは理解できようが、戦後わが国経済の新たな発展の基礎を固めるには補償打切りを避けることはできなかつた。

昭和21年7月10日の対日理事会において、ソ連代表は戦時補償債務の全面的打切りを提案した。同月24日の対日事理会ではイギリス代表も、金融機関および一般預金者や保険契約者等に対しては配慮するという条件を付したが、軍需会社に対する補償の全面的打切りを提案した。また7月22日には、連合軍最高司令官から吉田首相あて書簡(7月19日付)が政府に届き、若干の修正が施されたといえ、根本的には先の100%課税提案の実施を迫られた。このため、7月24日の臨時閣議で政府は、戦時補償債務を一応名目的に支払うが、同時に100%の課税を行って実質的には補償を全面的に打ち切るという基本方針を決定し、26日の記者会見で石橋蔵相からその旨を公表した。⁽²⁰⁾⁽²¹⁾

戦時補償打切りに伴う応急措置

上述のように懸案の戦時補償問題に関する基本方針を決定したあと政府は、①戦時補償打切りの具体策、②打切りに伴う経済混乱に対する応急措置、③打切り後の経済再建のための長期的対策の策定を急ぎ、まず応急措置を講じた。

第1に、昭和21年8月11日、「金融緊急措置令施行規則」を改正（大蔵省令第90号、即日施行）して、封鎖預金を第1封鎖預金と第2封鎖預金とに区分し、第2封鎖預金は金融機関の再建整備が完了するまで棚上げすることにした。⁽²²⁾ 戦時補償打切りに伴い企業は金融機関に対する債務の履行が困難になるため、金融機関も整理を余儀なくされ、預金の切捨ても避けられないと予想されたが、この措置により、預貯金の切捨ては第2封鎖預金の範囲内に限られることになった。

封鎖預金の分別措置により、昭和21年8月11日午前零時現在の封鎖預金のうち、①一口3000円未満の預貯金、②一口3000円以上の個人預貯金の場合は、1世帯ごと1金融機関ごとに名寄せして、世帯員一人につき4000円の割合で計算した金額（最高3万2000円）と、1万5000円のいずれか多い金額、③一口3000円以上の法人預貯金の場合は1万5000円以下の部分、は第1封鎖預金とし、その他はすべて第2封鎖預金に繰り入れられた。21年8月末における全国銀行の第1封鎖預金残高は534億円、第2封鎖預金残高は287億円であったが、前者については、「金融緊急措置令」の規定に基づき自由支払いまたは封鎖支払いが認められたものの、後者に関しては、23年3月末の金融機関再建整備の最終処理完了とともにかなりの部分が切り捨てされることになる。

第2の応急措置として、昭和21年8月15日に「会社経理応急措置法」（法律第7号）と「金融機関経理応急措置法」（法律第6号）を公布施行し、企業および金融機関が戦時補償債務の打切りにより直接間接にこうむる損失を合理的かつ円滑に処理するための準備的措置を講じた。⁽²³⁾

「会社経理応急措置法」によると、特に指定された企業（特別経理会社）は、昭和21年8月11日をもって打切り決算を行い、勘定を新旧二つに分離し、資産のうち打切り決算以後の民需向け事業活動に必要なものを新勘定に、必要でないものを旧勘定に所属させ、旧勘定は戦時補償の打切りによる損失（いわゆる特別損失）

が確定するまで棚上げにすることになった。「金融機関経理応急措置法」は金融機関について同様の経理方法を定めたものであって、金融機関も21年8月11日をもって新旧両勘定を設け、現金、国債、地方債、金融機関に対する金銭債権ならびに第1封鎖預金、自由預金、金融機関に対する債務等を新勘定に、その他の資産・負債を旧勘定に所属させ、勘定分離後の業務は新勘定により行う一方、原則として移動を禁止された旧勘定の整理を進めることになった。両法とも本格的な再建整備に備えた措置であるが、戦時補償打切りにより企業と金融機関のこうむる損失を一定程度に食い止めてその破たんを防ぐとともに、営業活動の続行を確保して経済の再建復興を促そうとするものであった。

第3に、産業の再建を促進し、速やかに国民生活の安定をはかるため必要な産業資金の供給に当たる「復興金融資金」⁽²⁴⁾を設置するまでの暫定措置として、昭和21年8月1日から日本興業銀行に特別融資を行わせることにした。政府は生産再開に要する産業復興資金の供給体制を確立するという考えを早くから抱いていたが、日本興業銀行復興金融部による特別融資の開始は、第2封鎖預金の凍結や戦時補償打切りに伴う企業の事業資金枯渇に対してとられた応急措置であった。上記の復興金融資金設置の構想は後に「復興金融金庫法案」として具体化され、同法案は8月19日に議会に提出されたが、第90回臨時議会における法案提出理由の説明のなかで石橋蔵相は次のように述べている。⁽²⁵⁾

戦時補償の徹底的解決を断行することになつたので、今後は企業及び金融機関共に過去の^(ママ)大きな負債の過重から解放せられ、新たな活動の基盤を確立致すことができるこことなり、……当面の金融梗塞の根本的な原因は除去せられたものと信ずる。しかしこの経済整理の過程において一時的にも金融機関の機能が低下し、ために整理の不円滑を来すが如きことがあつてはならない。⁽²⁶⁾

政府は上述のように日本興業銀行による特別融資の道を開く一方、8月11日、「金融緊急措置令施行規則」に基づく金融機関の資金融通総額制限を撤廃した。封鎖預金の分離に伴い法人預金の大半が第2封鎖預金に繰り入れられ、事業資金の調達はもっぱら金融機関借り入れに依存せざるをえなくなったからである。

本行の応急措置

昭和21年8月8日の閣議で戦時補償債務打切りに伴う諸対策に関する政府方針が決定されるや、本行は金融機関の新旧勘定分離に伴う過渡的な混乱を防止するため、同月9日、次の応急措置を決定した。

- イ、新旧勘定分離の指定時である21年8月11日午前零時以前の本行貸出の回収については手心を加える。
- ロ、指定時以降の新規貸出に対しては高率適用を一時停止する（指定時以前の本行貸出のうち切替え継続したものについても、9月21日に高率適用を停止することを決定）。
- ハ、生産資金や預金払戻し資金等は従来どおり円滑に供給する。それら資金の借入れに際して、新旧勘定分離のため提供できる担保がない場合には、臨機の措置として正規担保の差入れを猶予する（⁽²⁷⁾9月18日以降、担保差入れ猶予措置は預金払戻し資金の借入れに限定）。

以上はあくまでも応急措置にすぎなかった。戦時補償の打切りによりわが国経済が新発足する基盤が固められることになったのに対して、金融面からもそれに呼応して適切な措置を講ずる必要があった。戦時補償債務の打切りに関する政府声明が発表された8月12日、一万田尚登本行総裁は記者会見を行い、補償打切りに伴う経済界の整備再建に当たり以下の方針をとる旨を明らかにした。⁽²⁸⁾

- イ、生産に必要な資金の供給を順便にするため、実際の生産活動に即応した融資方法で積極的に援助を行う。特に緊要な生産に要する資金の融通についてはスタンプ手形制度を創設し、緊要物資輸入のための見返り輸出に関する資金の融通にも優遇措置を講ずる。
- ロ、当面の応急的資金もそれが復興を促進するものであれば円滑に供給する。
- ハ、今後の預金の安全性は絶対に確保する。日本銀行も努力するが、各種金融機関も資金吸収に一段と努力することが望ましい。
- ニ、金融機関の内容を堅実にするとともに運営の合理化を促進し、信用制度を保持するため、日本銀行は金融機関に対する支援を惜しまない。
- ホ、通貨安定のため、資金の生産面への流入促進、通貨機能の正常な状態への復

帰と資金の吸収について具体案を作成する方針である。

スタンプ手形制度と貿易手形制度

上記の本行総裁記者会見のなかで述べられていたスタンプ手形制度と、緊急物資輸入見返り輸出関係資金に対する優遇措置すなわち貿易手形制度は、昭和21年8月30日から実施された。同日、一万田総裁は両制度の創設について談話を発表⁽²⁹⁾した。

スタンプ手形制度創設の趣旨は、総裁談話によると次のとおりである。今般、軍需補償等打切りに関する一連の方策の概要が発表され、日本経済新発足の基盤が固められたが、生産の増強が経済再建の基本条件であることはいうまでもない。したがって、まず生産面において、経済の現状から見て緊要な事業の整備計画化、企業の再建組織化等について早急に措置を講ずる必要があるとともに、金融面においても、生産面の施策に直結して本当に必要な生産資金の融通をはからねばならない。本行としても、そのような趣旨の融資については積極的な支援を惜しまない。昭和21年4月9日に、商業手形のほか工業手形や農業手形を本行割引適格手形として、最低歩合でその再割引に応ずることにしたのも、生産増強上真に必要な資金については順便な供給をはかるという本行方針の表われであるが、生産増強が現在の急務であることにかんがみ、さらに緊要な生産部門については、その必要とする運転資金を調達するため振り出された手形に対しても優遇の道を開くことにし、生産資金の疎通を順便にする施策の一環として新たにスタンプ手形を創設した、というのである。

スタンプ手形制度とは、緊要生産部門の必要とする運転資金調達のため振り出された手形に対し、本行取引先銀行の依頼に基づき、本行本支店および事務所においてスタンプを押なつし、このスタンプ押なつ手形（いわゆるスタンプ手形）については、取引先銀行の請求があればいつでも本行は同手形を担保として融資に応ずる旨を約束するものであった。スタンプの押なつを依頼する取引先銀行としては、当該手形に関して本行ならびに同手形所持銀行に対し、手形原因等の妥当性や手形期日における決済の確実性について一切の責任を負うことになるが、

本行はこのスタンプ手形を担保にして期間3か月以内において融通に応じ、国債以外のものを担保とする貸付最低利子歩合を適用することにした（高率適用対象外）のである。

スタンプ手形制度のねらいは次の3点にあった。第1は、上述のように、緊要生産部門に対しては、生産資金であれば既述の工業手形のように原材料仕入れ資金に限定せず、賃金・運賃その他諸掛かり・経費等についてもその供給を順便にしようとしたことである。第2は、スタンプ手形所持銀行に対し本行はいつでもそれを貸付担保として融資に応ずるため、同手形は市場性を付与されることになるので、その流通によって市場資金の効率的活用をはかり、あわせてわが国割引市場育成の礎石にしようとしたことである。第3は、スタンプ押なつ依頼銀行に対し同手形が緊要な生産資金調達のため振り出されたことの確認について全責任を負わせることにより、金融と生産との緊密な結合を確保し、それに基づいて妥当な生産資金の不足部分を本行が供給するという仕組みにしようとしたことである。

一方、貿易手形制度創設の趣旨は、総裁談話で述べられているように、食糧など緊急物資を輸入するための見返り輸出の円滑な遂行に資することにあった。その内容は、輸出物資製造業者ならびに貿易庁の代行機関等が自ら所要資金を調達できない場合、下記資金を調達するため輸出取扱機関（または輸入代行機関）⁽³¹⁾が振り出した手形で貿易庁確認済みのものは、本行が担保適格手形として国債以外のものを担保とする貸付最低利子歩合で優遇する（高率適用対象外）というものである。

- ① 輸出物資製造業者または集荷業者に対する輸出取扱機関の前貸し資金（貿易手形甲、貸付期間3か月以内）。
- ② 輸出取扱機関の輸出物資買上げ集荷資金（貿易手形乙、貸付期間3か月以内）。
- ③ 輸出取扱機関および輸入代行機関の運賃・荷造り料・保険料等諸掛かり支払資金（貿易手形丙、貸付期間1か月以内）。

スタンプ手形制度と貿易手形制度は、その後の金融経済情勢のめまぐるしいほどの変転に即応して適用範囲に改正が加えられ、両制度が交錯した形で活用され

るようになるが、両制度とも、インフレーションの抑制に努める一方、必要最小限の生産増強資金の供給を確保するという、一万田総裁の構想を具体化するものであったといえよう。

通貨金融の基本政策に関する本行の所見

「戦時補償特別措置法案」、「金融機関再建整備法案」、「企業再建整備法案」、「財産税法案」など戦時補償債務打切り関連法案は、昭和21年9月27日から29日にかけて議会に提出された。いずれの法案も10月6日に衆議院で可決され、同月11日に貴族院を通過し、「戦時補償特別措置法」(法律第38号)、「金融機関再建整備法」(法律第39号)、「企業再建整備法」(法律第40号)は10月19日に公布された(いずれも10月30日施行)。「戦時補償特別措置法」により、終戦前の命令融資等に伴う損失に対する政府補償は行われず、政府の元利払い保証も効力を失い、戦時補償請求権については100%の戦時補償特別税が課され実質的に打ち切られた。「金融機関再建整備法」、「企業再建整備法」により、戦時補償の全面的打切りによる損失を適正に処理するとともに、物的資産と見合わない金融資産を切り捨てて健全な経営基盤を確立し、産業および信用組織の再建をはかる基礎が作り上げられることになった。「吾国経済を正常的状態に転換する大きな機会」⁽³³⁾であったといつてよいであろう。

戦時補償の打切りを契機にして日本経済が新しい歩みを始める客観的条件にも、改善の兆しが生じつつあるようにうかがわれた。昭和21年8月12日に経済安定本部と物価庁が創設され、経済再建に関する総合的施策を樹立する機構が整い、強力な物価行政を一元的に推進する体制ができた。食糧事情も、天候に恵まれて米・麦・芋類の増収が見込まれ好転しつつあった。生産財生産は足踏み状態にあったが、消費財生産は手持ち資材の食いつぶしによるものとはいえ、ともかく上昇傾向をたどっていた。銀行券発行高の動きは後述のように危険な様相を帶びていたものの、物価は通貨の膨張テンポほどには上昇せず、終戦直後のような激しい騰勢はみられなかった。

こうした客観的条件を踏まえて、経済の正常状態への転換を軌道に乗せるに

は、財政の健全化、生産の増強、物価の安定、失業対策の確立など、各般の施策を強力にすすめる必要があった。通貨・金融面でも経済の再建・発展のための基盤を固めなければならなかった。昭和21年10月2日、本行総裁が連合国最高司令部經濟科学局に「通貨金融の基本政策に関する所見」と題する文書を提出し、通貨に対する国民の信頼感の回復、通貨吸収策の推進など通貨金融安定方策を実施する意向を表明したのもそのためである。

「通貨金融の基本政策に関する所見」⁽³⁴⁾は次のように述べている。昭和20年12月の財産税大綱発表、21年2月の日本銀行券強制預入措置、今次の戦時補償打切りと、相次ぐドラスティックな措置は通貨金融に対する国民の不安と疑惑をもたらし、健全な政策の遂行を著しく阻害している。戦時補償の打切りを契機とするわが国経済の新発足に当たり、「最近一年間の過激なる政策に終止符を打つことを明確にし、安定政策への大きな転換を為すべき時期に達したことを認識せねばならぬ」。通貨金融に対する国民の心理的不安または疑惑を一掃するならば、退藏もしくは滞留している通貨が正常なルートを経て生産過程に流入し、あるいは金融機関に還流して真に必要な復興資金となる。その結果、中央銀行による復興資金の供給がいらなくなれば、経済の安定に大きな貢献をなすことができる。したがって、国民の不安の根源を速やかに除去し、金融機関の熱意を結集するとともに国民の信頼感を高揚して、経済復興とインフレーション克服の国民的運動を展開したい。

上記の「所見」提出後間もない10月5日、本行はそれまで行内で論議を重ねてきた通貨吸収策すなわち貯蓄推進に関する基本的構想の検討を完了した。中1日置いた10月7日、本行の働きかけもあり、衆議院本会議において自由・進歩・社会・国民・協同5党共同による「通貨安定に関する決議案」が可決された。この共同決議は、新しい日本経済再建の基礎である通貨安定のために、官民協力して資金の吸収、浮動・潜在購買力の徹底的吸収に全力を傾注すべきことを提唱したものである。これを受けて政府も、10月11日、①国土復興、新日本経済再建のためには貯蓄が絶対に必要なゆえんを国民が理解納得し、進んで貯蓄する雰囲気を醸成するため、民主的な貯蓄運動の展開をはかる、②金融機関の自主的・積極的

な資金吸収活動を促進する、ことを閣議決定し、同日、大蔵省は「救国貯蓄増強方策」⁽³⁵⁾を発表した。翌12日、全国銀行協会連合会をはじめ各種の金融団体は、わが国経済安定のため、協力して資金吸収にあらゆる努力を傾倒することを決議した。⁽³⁶⁾こうして資金吸収運動を全国的に展開する態勢が整ったが、前述した8月12日の記者会見で示された、通貨安定のために、資金の生産面への流入促進、通貨機能の正常な状態への復帰と資金の吸収について措置を講ずるという本行方針が具体化されたものといえよう。

公定歩合の引上げ

戦時補償債務の打切り関連法案が貴族院を通過し、また貯蓄増強に関する閣議決定が行われた翌日の昭和21年10月12日、本行は公定歩合の日歩1厘引上げ（スタンプ手形・貿易手形担保貸付利子歩合を除く）を14日から実施する旨発表した（表2-3）。この結果、昭和11年以来据え置かれていた商業手形割引歩合は実際に10年ぶりに引き上げられたことになるが、その際、本行総裁は次の談話を行⁽³⁷⁾った。

終戦後の再建経済下に於て資金の蓄積減退せる一面資金の需要は依然旺盛な為め、市中金融機関の営業資金は涸渇して市中金利も或程度の昂騰を免れない情勢にある。此際財界としては資金の使用に付て努めて慎重を期して貰ふことが必要であり、金融機関としては今後極力預金の吸收を図り、其の運用資金を出来る限り自己資金を以て賄ふと云ふ本然の姿に帰らねばならぬ。

今回企業並に金融機関の再建整備の措置が講ぜられ、我国経済が新発足を為すこととなつたに付ては、其処には新しい金融情勢が生れる訳で、本行としては之等の情勢を睨み合せ資本市場育成の意味をも含めて今後の金利政策を進めて行く考へである。

現在既に本行金利は諸物価、労賃の昂騰に比し不均衡の状態となつて居るので此際金利の引上げを為すも企業経営に支障を及ぼさないのみならず真に必要な方面への合理的な資金の使用に役立つ一面通貨膨脹の抑制にも資するものと考へる。

本行としては叙上諸般の事情を勘案して今回の改定を実施したのである。尚経済再建上真に必要な資金の融通に付ては従来より之が供給を順便ならしむる方途を講じて來たが今次金利改定に付ても此点に対し特に考慮を払つてある。

表 2-3 昭和21年10月14日実施の公定歩合の変更

(単位：日歩・銭)

変更前	変更後
商業手形（商業手形に準ずる手形を含む）割引歩合 0.9	商業手形もしくは商業手形に準ずる手形の割引歩合 1.0
国債を担保とする貸付利子歩合 1.0	国債、スタンプ手形および貿易手形等を担保とする貸付利子歩合 1.1
国債以外のもの（スタンプ手形・貿易手形を含む）を担保とする貸付利子歩合 1.1	国債、スタンプ手形および貿易手形等以外のものを担保とする貸付利子歩合 1.2
当座貸越利子歩合 1.3	当座貸越利子歩合 1.4

戦後第2回目の、この公定歩合の変更が、戦時補償債務の打切り——企業・金融機関の再建整備——国民的貯蓄運動の展開につらなるものであったことは明らかである。公定歩合を引き上げた10月14日に開かれた本行部局長支店長会議の開会あいさつのなかで、一万田本行総裁は以下のように述べている。⁽³⁸⁾

今回の金利引上は説明を要しない位必要且当然なものである。インフレ防止の見地からは多くを期待し得ないが、資金の使途を規制し、資金の蓄積に資することと思ふ。目下財界の整理、整備の最中に所謂適正金利を考へることは困難であるから、客観的情勢の熟するのを俟つて決めるより仕方がない。今回の利上げは当面適切な限度として、通貨の増勢と睨み合せ、資金の使用に慎重を期せしめ、且金融機関の新勘定による新発足に当り、蓄積資金の逼迫せる情勢に於ては、金利はどうしても上向く傾向を辿ることが必定だとの警告を發する意味に於て引上げを行つたのである。

本行総裁が述べた公定歩合引上げの意図は世上でも理解された。10月13日付『日本経済新聞』の社説はこう記している。今後必要とされる産業復興資金は巨額に上ると予想されるにもかかわらず、貯蓄は不振であり、資金の供給は明らかに需要に及ばない。したがって金利は当然反騰すると見なければならない。日本銀行が全面的な金利の高騰を承認し、国民にそれを示したものと解するとき、最近の通貨・金融情勢と今回引上げとの関連を理解することができる。その意味でそれは「金利引上げの常道を踏んだもの」である。それだけではない。公定歩合の引上げはインフレーションに対する最も重要な警告であり、その防止に関する当局

の決意を示すものである。貯蓄に対して不安・疑惑がなお一部に見られる時、インフレーション防止の堅い決意を示した点に、今回引上げの「社会的意義を見出すことが出来る」というのである。

もっとも、今回の公定歩合引上げは金利の実勢を事後承認したにとどまり、金融調節という面では「零にひとしい」という批判もあった。⁽⁴⁰⁾これによると市中銀行筋は、①日歩1厘程度の引上げでは貸出抑制の効果はないうえ、現在の市中銀行貸出はやむをえないものに限られているので抑制する必要がない、②今回の引上げは通貨吸收運動の前提条件として、預金金利の引上げを実施するよう刺激を与えたものである、と見ていた。

10月14日の公定歩合引上げに際して、スタンプ手形と貿易手形を担保とする貸付利子歩合を据え置き、国債担保貸付利子歩合と同水準にしたことが注目されよう。この点について上記の『日本経済新聞』社説は、現在最も必要な貿易と生産再開のための資金供給を優遇すると同時に、戦争中の国債優遇方針を改めるという「現状に即した政策的目的を見出し得る」と評価していた。本行総裁は先に触れた部局長支店長会議開会あいさつのなかで次のように説明している。

銀行経営の立場から見て、担保主義の貸出を第一とすることはこれからは困難になる。また、経済再建上必ずしも適切でない。この際、金融機関としては産業の内情に深く立ち入り、これを掌握して必要資金を出していく、単に商業金融だけでなく工業金融にまで入っていかなければならない。そのためには資金の使途を十分明らかにするとともに、事業経営に対する監査能力をもつべきである。今回国債優遇方針を改めたのもこのような考え方に基づくものである。もっとも、国債を特に優遇する必要はないとはいえ、これをひどく取り扱うことも適切でないので、スタンプ手形などと同列に置いた。将来第二会社ができる、金融機関と産業との密接な関連が生まれてくれれば、社債についても十分考慮すべきであろう。少なくとも社債と国債とに差を設ける必要はない。

以上のように、戦時補償債務の打切りに伴う金融経済情勢の大転換に対処して、本行は一連の措置を講じてきたが、補償打切りにより釀成されたわが国経済新発足の基盤を固め、経済の再建復興を軌道に乗せるには、なお幾多の問題を解

決しなければならなかった。

- (1) 例えば、昭和12年4月5日公布法律第47号「防空法」、13年5月4日公布勅令第318号「工場事業場管理令」、15年10月19日公布勅令第681号「銀行等資金運用令」、17年2月13日公布法律第8号「兵器等製造事業特別助成法」、17年2月20日公布法律第32号「戦時金融金庫法」、18年10月31日公布法律第108号「軍需会社法」、19年2月15日公布法律第18号「戦時特殊損害保険法」。
- (2) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第11巻(政府債務)、昭和58年、34~36ページ。
- (3) 日本銀行保有資料。
- (4) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第11巻、135~136ページ。
- (5) 昭和21年10月24日の記者会見で小笠原三九郎商工相は、戦時補償を全く廃棄するならば、軍需会社の金融機関に対する借入金の返済不能から金融機関の損失になり、ひいては預金者の動搖にまで発展する可能性があり、経済秩序は根本的に破壊されると述べている(日本銀行保有資料)。
- (6) 例えば、昭和20年10月16日閣議報告「戦後財政ノ見透ニ付テ」(前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第17巻(資料1)、昭和56年、所収)471ページを参照。
- (7) 上掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第17巻、506~507ページ。
- (8) 昭和20年11月5日付「財政再建計画大綱説明要旨」のうちの五(同上所収)509~510ページ。
- (9) 前掲『現代日本財政史』第1巻、223ページを参照。
- (10) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第17巻、517~519ページを参照。
- (11) 「臨時財産調査令」は、戦時利得の排除、国家財政の再建、国民経済の安定等を目途とする財産税等新税の創設・確保に資するため、「金融緊急措置令」と「日本銀行券預入令」の実施に即応して、「財産税法」等の調査時期を確定し、当該時期における個人と法人の財産等を調査することを目的としていた(昭和21年2月17日「臨時財産調査要領」(前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第17巻所収)581ページ)。
- (12) 財産税等の税案に関するレオ・チャーンとの折衝過程の詳細については、上掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第11巻、第3章第2節を参照。
- (13) 同上、196ページ。
- (14) 一般補償債務とは、「軍需会社法」や「国家総動員法」に基づいて行われた設備命令・生産命令あるいは疎開関係の軍需会社に対する補償債務をいう。同債務以外の戦争保険金、契約打切りによる半製品代金、契約または明白な合意による設備関係の補償債務、合計452億円については、政府は「経済の安定と産業の復興とに必要なる限り支払を行ふ目標の下に速に調査を開始する」という考えであった(同上、237~239ページ)。

- (15) 同上、241～245ページ。
- (16) 同上、292ページ。
- (17) 日本銀行保有資料。
- (18) 同上資料。
- (19) Allied Council for Japan. 日本降伏の条件、日本の占領・管理、降伏条件の補足的指令に関して、連合軍最高司令官と協議し助言を与えることを任務とする機関として設置された。最高司令官を議長としてアメリカ・イギリス・ソ連・中国の代表各1名により構成された（1945年12月モスクワにおけるアメリカ・イギリス・ソ連3国外相会議で決定の「極東委員会及聯合国対日理事会付託条項」）。
- (20) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第11巻、322～324ページを参照。
- (21) 昭和21年7月27日付『毎日新聞』。
- (22) 「金融緊急措置令施行規則」改正に関する昭和21年8月10日の大蔵省発表（前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第17巻所収）791～793ページを参照。
- (23) 昭和21年8月12日に発表された政府の「戦後経済再建整備に関する措置の大綱」（上掲書第17巻所収）794～795ページを参照。
- (24) 昭和21年6月19日に政府が決定した「復興金融資金設置要綱」によれば、戦後の産業再建を促進し、速やかに国民生活の安定を図るため、必要な産業資金を円滑に供給すべく、特別会計として「復興金融資金」を設置することにしていた（日本銀行保有資料）。
- (25) 日本興業銀行年史編纂委員会『日本興業銀行七十五年史』同行、昭和57年、104～105ページを参照。
- (26) 復興金融金庫『復金融資の回顧』昭和25年4月、16ページ。
- (27) この措置は一種の無担保貸出と認められたので、「日本銀行法」第27条により大蔵大臣の認可を得て実施した（昭和21年8月12日申請、同月22日認可）。
- (28) 昭和21年8月13日付『日本経済新聞』。
- (29) 日本銀行保有資料「スタンプ手形制度創設及貿易金融に関する一万田日銀総裁談」（新聞発表案）。
- (30) スタンプ手形制度の適用対象業種は、本行が認定する緊要生産部門の業種に限られたが、制度発足に際して暫定的に炭鉱業、肥料製造業、繊維加工業（生糸と紡績を除く）および緊要な地方特殊工業の4種とし、その運用については緩に流れることのないよう十分に注意を払い、その後、実情に応じて適用対象業種を隨時追加変更することにした。生糸および紡績を除いたのは、前者については、すでに昭和21年5月31日、購繭資金の供給を順便にする趣旨で、日本蚕糸業会裏書等の繭手形に対し優遇措置を講じており、後者についても、21年7月5日、輸出向け綿製品加工資金融通手形を再割引する特別措置を決定していたからである。その後、昭和21年末以降傾斜生産方式が実施されたのに伴い、金融面でもこれに即応した措置がとられ、そのなかでスタンプ手形制度が活用されるが、これは

すでに21年8月に創設された同制度が実情に応じて組み直されたものにすぎない。

- (31) 昭和20年10月9日付連合国最高司令部覚書「必要物資の輸入に関する件」に基づき、同年12月14日に「貿易庁官制」(勅令第703号)が公布され、輸出入業務の一元的担当機関として商工省に貿易庁が設置された。その代行機関に指定された商社、貿易組合、各種協会などが、輸出取扱機関または輸入代行機関として実際の輸出入業務を取り扱っていた。
- (32) 制度上、手形期間は6か月以内とされていたが、運用上期間に差を設けていた。
- (33) 日本銀行「通貨金融の基本政策に関する所見」(日本銀行編『日本金融史資料』昭和統編第9巻、大蔵省印刷局、昭和56年、所収)2ページ。
- (34) 同上、1~3ページ。
- (35) 日本銀行保有資料。
- (36) 銀行協会20年史編纂室『銀行協会20年史』全国銀行協会連合会・東京銀行協会、昭和40年、55ページ、134ページ。
- (37) 日本銀行調査局『公定歩合変更に関する本行声明書等集録』昭和43年11月、21~22ページ。
- (38) 日本銀行保有資料。
- (39) 昭和21年10月13日付『日本経済新聞』社説「日銀金利の引上げ」。
- (40) 『エコノミスト』第24年第22号(昭和21年11月15日)22ページ。

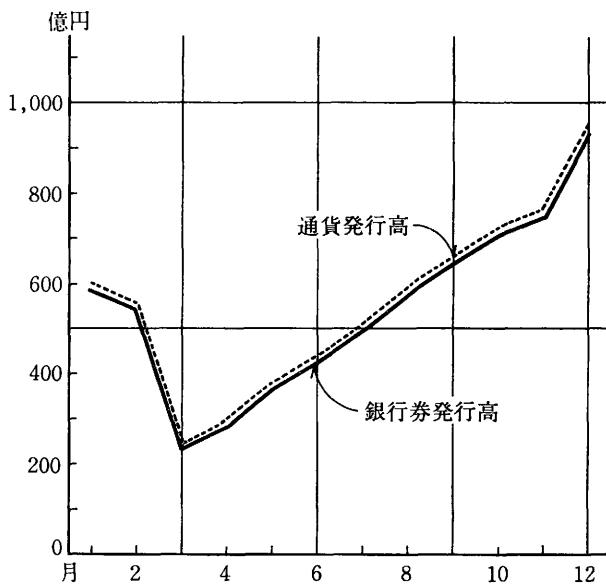
(3) 傾斜生産方式の採用

インフレーションの再進展

昭和21年(1946年)2月の金融緊急措置により、3月12日には152億円にまで収縮した日本銀行券発行高は、その後再び増勢に転じ、9月16日には618億円と金融緊急措置実施前の水準(2月16日の615億円)を上回るに至り、10月末には706億円、12月末には934億円に達した。

本行の主要勘定から銀行券増発要因を見ると(表2-4)、昭和21年度上期(4月~9月)では政府預金減、貸出金増、国債・債券保有増、雑勘定増が主要な要因となっている。国債・債券保有増106億円のうち84.9%(90億円)は、政府短期証券の引受けと預金部からの政府短期証券および利付国債の買入れによるものであり、雑勘定増89億円の93.9%は占領軍諸費立替金の支払いによるものであった。これらに対政府貸付金を含めた対政府取引による銀行券の発行増加額は295

図 2-1 銀行券発行高(昭和21年中)



(注) 通貨発行高=銀行券+補助貨+政府紙幣。

(出所) 日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和23年。

表 2-4 日本銀行主要勘定

(単位：百万円)

		昭和21年 3月末 (A)	9月末 (B)	B - A	昭和21年 12月末 (C)	C - B
負債	銀行券発行高	23,322	64,435	41,113	93,397	28,962
	政府預金	15,771	5,137	△ 10,634(△ 25.9)	6,463	1,326(4.6)
	その他預金	8,056	10,594	2,538(6.2)	10,869	275(0.9)
資産	政府貸付金	5,300	6,900	1,600(3.9)	7,600	700(2.4)
	貸出金	28,649	42,052	13,403(32.6)	50,430	8,378(28.9)
	国債・債券	3,046	13,618	10,572(25.7)	34,761	21,143(73.0)
	雜勘定	7,288	16,174	8,886(21.6)	17,095	921(3.2)

(注)1. △印は減少を示す。

2. かっこ内は銀行券発行高の増加額に対する比率(%)。

3. 昭和21年3月末の政府預金残高は、海外代理店政府勘定分214億5662万円を差し引いたもの(別途整理のため21年6月29日に引き落とし)。

(出所) 前掲『本邦経済統計』昭和23年および日本銀行保有資料により作成。

億円に上り、21年度上期中の銀行券増発額(411億円)の71.9%に相当した。一方、対民間取引による銀行券増発額(貸出金増+民間金融機関からの国債・債券買入れーその他預金増)は125億円と、上期中銀行券発行増の30.5%を占めた。

昭和21年10月～12月中については、国債・債券保有増（211億円）と貸出金増（84億円）が主要な銀行券増発要因となっていたが、前者を対政府取引による増加分（142億円）と対民間取引によるそれ（69億円）とに分けて見ると、対政府取引による銀行券増発額は10月～12月中の銀行券発行増加額の46.9%、対民間取引のそれは52.0%に相当した。したがって、金融緊急措置実施後、銀行券発行高が再び増加傾向をたどった原因の第1は財政赤字にあったといえるが、石橋財政の運営が本格化した秋以降、対民間取引による銀行券増発の割合が高まったことは見逃すことができない。

昭和21年度予算は、議会解散の関係もあって当初は前年度予算が施行され、4月から8月までの暫定予算は一般会計歳出164億円に対し歳入は66億円弱にとどまり、不足額99億円は大蔵省証券の発行と一時借入金で賄うことになっていた。⁽¹⁾この暫定予算は9月に成立した21年度改定予算に吸収されたが、その後の追加予算を加えた一般会計最終予算（1191億円）でも、公債および借入金による調達（445億円）は予算総額の37.4%に及んでいた。占領軍経費の負担（終戦処理費）や、財政収入の基盤となる経済力の弱化を考慮しなければならないが、21年度予算に見られた財政の赤字は、既述のような石橋蔵相の主張する生産再開・増強のための積極政策の推進によるところが大きい。

本行の対民間信用供与の増大を招いた市中金融機関の資金繰り難は、貸出の増大にもかかわらず預金が伸び悩んだことによる（表2-5）。市中金融機関の貸出

表2-5 主要金融機関の資力・貸出増減額

(単位：百万円)

昭和21年	銀 行		その他金融機関		合 計	
	資 力	貸 出	資 力	貸 出	資 力	貸 出
1月～3月	17,016	8,467	40,429	676	57,445	9,143
4月～6月	4,271	6,743	2,060	2,807	6,331	9,550
7月～9月	4,116	12,004	△ 3,513	3,724	603	15,728
10月～12月	△ 363	21,571	10,293	5,269	9,930	26,840
4月～12月累計	8,024	40,318	8,840	11,800	16,864	52,118

(注)1. 「合計」は重複勘定を含む。

2. △印は減少を示す。

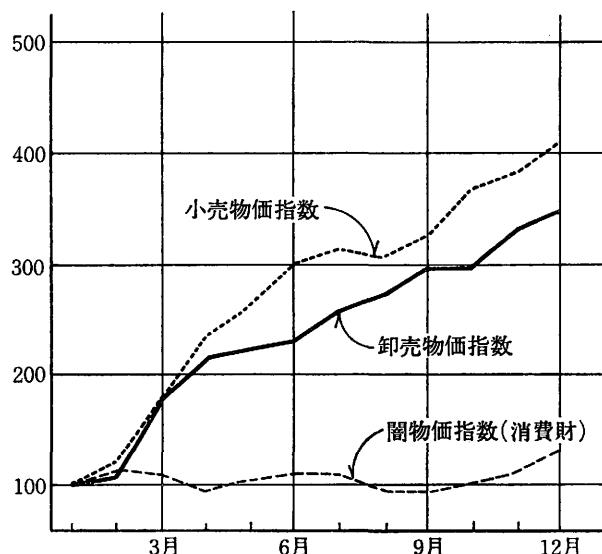
(出所) 前掲『本邦経済統計』昭和23年。

については、昭和21年3月に総額規制を実施するなど抑制措置が講じられたものの、金融緊急措置後も貸出の増勢は衰えを見せなかった。そのうえ、6月21日に事業会社の所要資金は特殊な例外を除いて封鎖預金から引き出すことが禁止され、事業資金は原則として金融機関からの借入れによることにされたのに続いて、8月11日に封鎖預金が区分された際法人預金の大半は第2封鎖預金に繰り入れられたため、事業資金の調達は勢い金融機関借入れに依存せざるをえなくなり、融資総額の規制廃止もあって9月以降貸出の増勢は一段と強まった。

これに対し資金吸収面では、封鎖預金の引出しが多額に上った（昭和21年4月～12月中の全国銀行第1封鎖預金の現金・非封鎖による払戻し額は536億円）うえ、金融緊急措置の実施により預貯金等に対する国民の信頼感が損なわれたので、自由預金の伸びもはかばかしくなかった（同、全国銀行自由預金増加額252億円）。このため、預貯金等の増加によって貸出の増大を賄うことができず、本行からの借入れまたは本行に対する保有国債の売却を余儀なくされたのである。

財政の赤字と本行の対民間信用供与の増大を主因とする銀行券発行高の膨張を

図2-2 昭和21年中の物価指数(東京)



(注) 昭和21年1月を100とした指數。

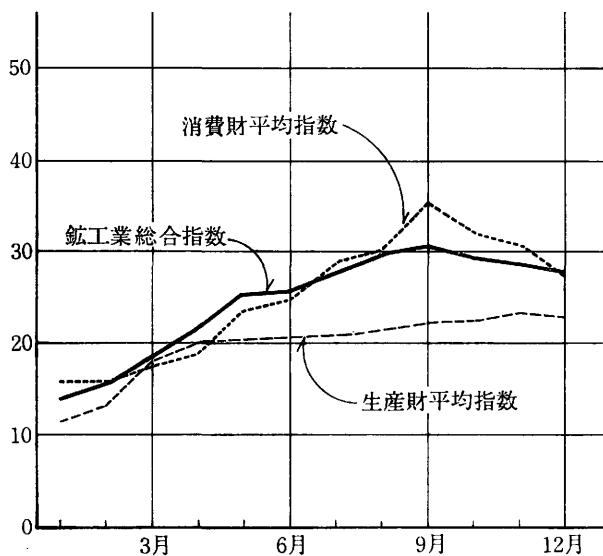
(出所) 図2-1と同じ。

背景として、物価も騰勢を持続した（図2-2）。もっとも、昭和21年夏ごろまでの上昇については、同年3月に実施された3・3物価体系による公定価格の改定⁽²⁾と、6月の公定価格手直しに伴う物価の上昇を無視してはならないが、夏ごろもしくは秋口には一時上昇率の鈍ってきた小売物価指数および卸売物価指数が、石橋蔵相の積極政策が本格的に展開されるようになった10月以降、再び相当な上昇傾向に転じただけでなく、それまでほぼ横ばいで推移してきた闇物価指数も、11月から上昇を始めたことは注目されよう。このような物価の動向から経済安定本部長官も、21年11月1日の地方長官会議において、3・3物価体系の崩壊を認めている。⁽⁴⁾連合国最高司令部民政局のトマス・A・ビッソン（Thomas A. Bisson）は、10月23日、日本のインフレーション的状況は「着実に危機的様相を帯びつつ」あり、「すでに多かれ少なかれ占領に対し重大な影響が出ている」と記⁽⁵⁾していた。

傾斜生産方式

上述のような銀行券増発と物価上昇のなかで、生産は低迷状態を脱することができなかった（図2-3）。消費財生産は昭和21年秋ごろまでかなりの上昇傾向をたどったものの、そのほとんどは手持ち資材の食いつぶしによるものであって、手持ち資材の枯渇、資材の入手難とともに下落に転じた。生産財生産も全体としては極めてゆるやかながら上昇傾向を示していたが、年央ごろ以降石炭・鉄鋼・化学など基礎部門の停滞が目立ち、秋以降になると生産財生産の不振がとくに注目された。だれもがその緊要性を痛感していたにもかかわらず、生産の再開は軌道に乗ったとは到底いえなかっただけでなく、基礎部門の生産立ち遅れから縮小再生産に陥るおそれが強かった。21年11月27日の第91回臨時議会における施政方針演説のなかで吉田茂首相は、「食糧以外の重要物資の生産回復も消費財は相当活潑であるが、将来の生産を維持拡大するに必要な生産財はその絶対量においても、また上昇比率においても低いことは注意を要する。さらに現在までの生産は従来の在庫資材を食いつぶして来たものが少くなく、これが近い将来急激に枯渇してくることが予想される」と述べ、生産危機の実相を訴えている。⁽⁶⁾11月ごろから

図2-3 昭和21年中の生産指数



(注) 昭和10年～12年平均を100とした指標(国民経済研究協会調べ)。

(出所) 図2-1と同じ。

各方面で、22年「3月危機説」または「5月危機説」がしきりに唱えられるよう⁽⁷⁾になったのもゆえなしとしない。

このような情勢に対処して政府は、生産増強対策の重点を燃料・動力に絞ることにし、昭和21年10月4日、食糧の絶対的確保、資材・資金の最優先確保、炭価⁽⁸⁾の改善などを掲げた「昭和二十一年度下期石炭危機突破対策」を閣議決定した。

また11月20日に、戦後の物資統制の基本法である「臨時物資需給調整法」(昭和21年10月1日公布施行、法律第32号)に基づき「指定生産資材割当手続規程」(内閣訓令)を定め、石炭・石油・鉄鋼・非鉄・化学など重要生産資材17品目について強力な配給統制を実施するとともに、同月29日、指定生産資材の在庫量を調査してその全面的活用をはかる⁽⁹⁾ことを決定した。

この間、連合国最高司令部に対し緊急輸入を申請中の重油・れき青炭・コークス等の資材を石炭・鉄鋼生産に投入し、まず両部門の生産を拡大したうえ、石炭と鉄鋼を順次その他の生産部門に投入して、全部門の拡大再生産をはかるという構想が芽生えてきた。⁽¹⁰⁾ 12月12日、吉田首相の私的諮問機関である石炭委員会⁽¹¹⁾(委

員長は有沢広巳（東京帝国大学教授）は、石炭超重点主義を提唱する「石炭対策中間報告」を取りまとめた。それは、「われわれの手中にあり、われわれの処置しうる唯一の基礎的素材たる石炭の生産に向つて、すべての経済政策を集中的に傾斜せしめよう」というのである。……それは石炭の生産に向つて傾斜する経済である。……経済を計画的に傾斜せしめて、基礎的部門の生産を早急に引き上げ、これを挺として生産水準の上昇の契機をつくり出す⁽¹²⁾という意味で、傾斜生産方式を創唱したものであった。

石炭委員会の上記中間報告は吉田首相によって採択された。12月27日、政府は「昭和二十一年度第四・四半期基礎物資需給計画策定並に実施要領」を閣議決定し、国内施策のすべてを石炭の増産に集中することによって、経済危機突破・縮小再生産打開の活路を切り開くことにした。⁽¹³⁾この方針に基づき次の方式がとられた。

- (イ) 輸入重油の全量を鉄鋼部門に充当するとともに、石炭を最重点的に配当する。
- (ロ) これにより増産した鉄鋼を石炭部門に投入する。
- (ハ) 石炭部門はその鋼材で出炭施設を整備し増産に努力する。
- (二) 増産石炭は鉄鋼部門に増配して再び鉄鋼の増産を促進し、その増産分を石炭部門に配給する。
- (ホ) この操作を繰り返して鉄鋼と石炭の循環的増産をはかる。

このような傾斜生産方式の実施に伴い、金融面でもそれに即応した措置をとらざるをえない。早くも昭和21年9月11日に、経済安定本部は資金計画を立てて融資準則に基づく資金統制を行うという大綱を定めた「産業資金の割当について」と題する文書をまとめていたが、11月11日、この文書の趣旨を引き継いだ「産業資金の供給について（案）」を作成し、最重点産業である石炭鉱業と肥料工業に⁽¹⁴⁾対して、シンジケートを組織し所要資金を供給させることを提案した。その後、傾斜生産方式の採用とそれに即応した傾斜金融の方針が打ち出されたので、上記の経済安定本部案に若干の修正が施され、22年1月7日、経済閣僚懇談会において「産業資金の供給に関する措置要綱⁽¹⁵⁾」が了解された。これにより、重要産業の所要資金を優先的に確保する一方、不要不急産業に対する融資は極力抑制して生

産の均衡的発展をはかり、産業の復興を促進するため、融資規制を実施する方針が固まったといつてよいが、融資規制については後に述べることにする。

なお、昭和21年10月8日公布の「復興金融金庫法」（法律第34号、同年10月29日施行）に基づき、全額政府出資（資本金100億円）の復興金融金庫が22年1月25日に業務を開始した。同金庫は「経済の復興を促進するため必要な資金で他の金融機関等から供給を受けることが困難なものを供給することを目的」として設立されたものであって（「復興金融金庫法」第1条）、傾斜金融の中心的機関として期待されたことはいうまでもない。同金庫は出資金を財源として融資を行うが、未払込資本金額の範囲内で（政府の払込みが行われるまでのつなぎ資金調達手段として）復興金融債券を発行できることになっていた（後述のように、同金庫の資本金はその後数次にわたり大幅に増額されたが、政府の払込みは少額にとどまり、復興金融債券の発行が実際には同金庫の主要な資金調達手段となった）。

復興金融金庫の設立は、当時の石橋大蔵大臣が、経済政策運営上インフレーション対策よりも積極的に産業復興に重きを置く自己の考え方を、金融面から推進しようとして考案したもので、金融政策運営上通貨価値の安定に重点を置く本行との間で、同金庫の理事長人事をめぐり確執を生じ、このため開業後4か月以上もたってから、初めて専任の理事長が任命されるという異常な経過をたどった。⁽¹⁷⁾

救国貯蓄運動

上述した「産業資金の供給に関する措置要綱」は、資金の吸收を促進し市中金融機関の日本銀行借入れに対する依存を排することをその方針の一つとして掲げていた。その意味で、昭和21年11月から全国的に展開された「救国貯蓄運動」を見過ごすことができない。

前に述べたように、国民貯蓄増強の必要性を早くから認識していた本行の尽力もあって、昭和21年10月11日、大蔵省の貯蓄増強方策が発表されたが、「日本国憲法」（いわゆる新憲法）が公布された日の翌日である11月4日、「通貨安定を図る為、資金の吸收、浮動乃至潜在購買力の徹底的吸收を図り、以て経済秩序の安定、新日本経済の建設に資する」ことを目的として、「通貨安定対策本部」（衆議⁽¹⁸⁾

院議員により構成)が衆議院内に設置され、救国貯蓄運動はその緒についた。この日、一万田本行総裁は次のような通貨安定貯蓄推進に関する声明を発表した。⁽¹⁹⁾

私は日本銀行総裁として茲に通貨安定、貯蓄推進の為民主的な国民運動の展開を提唱したいと思ふ。此の秋敢へて私が本運動を提唱せんとする所以のものは、新憲法の制定に依り政治的安定の基礎定まり、食糧事情の好転に依り経済復興の最大の拠点が確保され、経済の安定化に発足し得る客観条件が熟しつつありとの洞察に立ち、国民貯蓄の民主的達成に依り通貨安定を所期し得るに於ては、惹いて又経済の全面的安定に寄与すること甚大なるを思ふが故である。……素より此の運動は生産増強、財政強化、物価安定等経済安定の総合的施策の一環をなすものであるが、私の念願する所はこの通貨安定、貯蓄推進の運動を民主的自主的に展開し、国民自らがその良識と努力に依つて通貨を守り貯蓄を増強し、以て産業復興の資金を充実すると共に、之に依つて農漁民を含む勤労者を「インフレ」の惨禍から救済せんとするものである。私はこの運動の成功に依り、平和国家建設に相応しい経済の確立を所期することが出来ると信ずる。

.....

本運動がその目的を達することは即ち今後通貨並に預金に付て絶対に何等急激なる措置を探るの必要なき状態を現出し得るものなることを私は堅く確信し且切に斯る日の早からんことを希望して止まない。

.....

私は本運動の成果こそが国民を守り同時に経済安定に資するものなることを思ひ、国民各位の盛り上る協力を要望したい。私の念願は国民が自主的にその熱意と良識とを傾けて自らの通貨を守護せられたいと思ふことである。国民再建の鍵を国民自らが握つてゐるとの自覚が茲に湧然として起ることを期待し要望したい。

救国貯蓄運動に対する一万田総裁の熱意のほどがうかがえようが、本行はこの運動に人的・物的面でも全面的に協力した。すでに本行は、貯蓄推進運動の実際上の中核体として同運動を全般にわたり推進指導する旨の方針を10月に定め、同月28日には内規によらない組織として行内に貯蓄推進部を設置していたが、通貨安定対策本部の設置に伴い、その事務局は本行本店に置かれ、事務局職員は本行の職員が兼務したほか、同対策本部の諮問機関として設けられた通貨安定対策委員会(会長は通貨安定対策本部長、副会長は本行副総裁)の事務局も本行に置か

れ、その職員は本行職員が兼ねた。また、対策本部の決定する通貨安定に関する諸方策その他の事項を実施することを目的にして、各都道府県に設置された地方通貨安定推進委員会の事務局は、本行本支店または事務所に置かれ、事務局長は本行職員が兼務した。

表 2-6 貯蓄増強推進目標額と達成額
(単位: 億円)

昭和	目標額(A)	達成額(B)	B/A(%)
21年11月～22年3月	506	458	90.6
22年度	1,700	1,984	116.7
23年度	3,000	4,067	135.6
24年度	2,500	3,872	154.9

(注) 「目標額」は自由預金吸收目標額または一般預金増加目標額。

(出所) 日本銀行保有資料。

昭和21年12月14日、通貨安定対策本部は同年11月から翌22年3月までの5か月間における金融機関別の資金吸收最低努力目標を506億円と定めたが、実績は目標額の90.6%に達した。景品ならびに割増金付定期預金・金錢信託(21年11月29日)および無記名定期預金・金錢信託(22年

5月15日)の創設は救国貯蓄運動の産物といえようが、24年9月に発表されたシャウプ勧告書を契機として国民貯蓄増強方策の大転換を余儀なくされるまで、3年(20)にわたって救国貯蓄運動は推進された。

占領政策の変化

昭和21年2月の「経済危機緊急対策」実施後、生産の再開が軌道に乗らなかつた一つの理由は、連合国に課する賠償規模が決まらず、それが長期的な経済再建計画の策定を困難にし、企業の生産再開意欲を阻害したことにある。

対日賠償政策について連合国は、わが国の非武装化、非軍事化の手段として現物賠償を課する方針をとったが、賠償規模算定のため、昭和20年11月5日、アメリカ大統領特使エドウイン・W・ポーレー(Edwin W. Pauley)を団長とする賠償使節団が来日した。同使節団は12月18日に「日本からの賠償即時実施計画」(いわゆるポーレー中間報告)を大統領に提出し、翌21年4月1日、最終報告(Report on Japanese Reparations to the President of the United States)を作成した。これらの報告により賠償取立ての対象とすべき産業の種類と範囲が指定され、21年5月から12月にかけて、極東委員会によって産業部門別に中間賠償

計画が決定された。しかし、賠償取立ての指針と手順をめぐって極東委員会内の意見が対立し、⁽²²⁾ 賠償物件の個別指定は容易に確定しなかった。

わが国の世論は、一般にポーレー中間報告を厳しいものと受け取っていたが、連合国最高司令部も昭和21年夏から秋にかけて中間賠償の緩和を要請したとい⁽²³⁾う。⁽²⁴⁾ アメリカ政府内部でも、21年末ごろから陸軍省を中心にして対日賠償を再検討しようという動きが台頭してきた。一つには、ポーレー報告に基づく賠償計画をそのまま実行すれば、日本経済の復興と自立化は永久に不可能となり、わが国を自由陣営内にとどめておこうとする限り、日本はいつまでもアメリカの負担となるのではないかという懸念に基づくものであったといえよう。そのような懸念は日本経済の自立化促進の考え方へ傾かざるをえない。⁽²⁵⁾

陸軍省は賠償計画全体を再評価するため、クリフォード・S・ストライク (Clifford S. Strike) を長とする「対日賠償特別委員会」(Special Committee on Japanese Reparations) を日本に派遣することにした。この特別委員会は昭和22年1月28日に来日し、2月18日、いわゆる第1次ストライク報告 (Report on Japanese Reparations) ⁽²⁶⁾を出した。同報告は、①現在の賠償計画を放棄し、新しい計画を策定する、②純軍事施設を除き、工業部門の許容生産水準を引き上げる、③生産物賠償は実施しない、④ある時期以降は日本経済に対するアメリカの援助を停止する旨を日本政府に通報する、ことなどを勧告したが、賠償の緩和により日本経済の自立が達成されない限り、アメリカは対日援助を続けざるをえず、結局は日本の賠償をアメリカの納税者が負担することになると述べていた。その後、後述のドレーパー報告（23年4月）によって対日賠償に対するアメリカの態度はいっそう緩和され、東西間の冷戦の激化を背景に対日政策も非軍事化・民主化中心から経済の復興・自立化促進へと積極的に転換されていくが、第1次ストライク報告はそのような転換の端緒となるものであった。

一方、連合国最高司令部の外交局 (Diplomatic Section) 長ジョージ・アチソン (George Atcheson) も、昭和22年1月5日、アメリカ大統領に対する報告のなかで、日本の実情について次のように述べていた。⁽²⁷⁾ インフレーションは高進し、賠償が未解決のため産業の復興と民需転換が妨げられている。日本経済は破

たんにひんしており、好むと好まざるとにかかわらず日本経済はアメリカの責任になりつつある。日本が自立できなければ、その重荷はすべてアメリカの肩にかかる。賠償の解決と貿易の拡大が不可欠である、と。21年秋以降の深刻な経済危機の状態から見て、アチソンの憂慮は全く的外れとはいえないかった。

わが国経済の自立化促進への動きは、対日賠償計画の緩和にとどまらず、対日占領政策の転換にもつながっていくが、その論理的帰結として、連合国最高司令部の経済政策面に対する介入が強まってきたのも当然であろう。昭和22年3月22日、最高司令官マッカーサー元帥は吉田首相に書簡を発し、食糧問題、賃金・物価の安定、輸出の振興、財政の健全化など、経済安定のためのすべての問題を解決するために、現情勢から見て必要とする一連の総合的経済・金融統制を開設する強力な措置を早急にとるよう要求している。⁽²⁸⁾ こうして、わが国経済の再建復興の動きは新しい段階を迎えることになった。

- (1) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第5巻、131ページ。
- (2) 政府は戦後物価安定に関する総合施策の一環として、米（政府買上げ価格石当たり300円、壳渡し価格同250円）および石炭（トン150円）を基準にして、生計費（標準月額526円2銭）と賃金を決定し、これらにより基礎資材、日用品、雑品、生鮮食料品等の統制価格を定め、昭和21年3月3日から実施した。詳しくは、上掲書第17巻、306～309ページに収録されている「物価体系の確立及び価格等統制の方針に関する件」（昭和21年3月1日閣議決定）を参照。
- (3) 昭和21年6月11日、政府は物価水準の引上げと3・3物価体系の根本的改定方針を開議決定し、その後、毎月、物価の改定を行ったという（経済企画庁戦後経済史編纂室『戦後経済史』（総観編）、大蔵省印刷局、昭和32年、62ページ）。
- (4) 上掲書（総観編）、62ページ。
- (5) 昭和21年10月23日付連合国最高司令部民政局長あて覚書「インフレーションと、その占領目的におよぼす脅威」（トーマス・A・ビッソン著、中村政則・三浦陽一訳『日本占領回想記』三省堂、昭和58年、所収）310～316ページを参照。
- (6) 朝日新聞社経済部編『危機にあえぐ日本経済』（昭和22年版朝日経済年史）、52ページ。
- (7) 例えば、『東洋経済新報』第2250号（昭和21年11月30日）社論「産業危機の実態」4～5ページ。「3月危機説」とは、①鉱工業生産は戦前の3割～4割と低水準であり、しかも21年10月から反落を示したこと、②その内容を見ても、基礎生産資材の生産が極度に低く、他も戦時中の蓄積による生産であること、③各産業のストックは第4四半期には枯渇が予想されたこと、④第3四半期に極めて圧縮された石炭・鉄鋼の割当てを見て、今後の

2. 統制下の経済復興と質的金融調節

需給状態は極度に悲観視されたこと、⑤電力危機が明白になってきたこと、⑥生産設備の老朽、労働能率の低下、労働攻勢、産業金融の行き詰まり、重要企業の赤字等が一般に指摘されたこと、を総合して見ると、22年3月ごろには経済危機が生ずるという説であった（前掲『戦後経済史』（経済安定本部史）、昭和39年、19ページ）。

- (8) 昭和21年10月5日付『日本経済新聞』。
- (9) 「指定生産資材在庫調整要領」を決定（昭和21年11月30日付『日本経済新聞』）。
- (10) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第12巻（金融1）、昭和51年、183ページ。
- (11) 前掲『戦後金融史の思い出』121ページ。
- (12) 有沢広巳『インフレーションと社会化』日本評論社、昭和23年、69ページ。
- (13) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第17巻、317～318ページを参照。
- (14) 前掲『戦後経済史』（経済安定本部史）、26～27ページ。
- (15) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第12巻、191～193ページを参照。
- (16) 同上、193～195ページを参照。
- (17) 石橋蔵相辞任（第1次吉田内閣総辞職）後の昭和22年6月1日、片山内閣の成立と同時に、本行前副総裁（5月13日辞任）北代誠弥が専任の理事長に任命された（前掲『戦後金融史の思い出』116～117ページおよび石橋湛山『湛山日記』石橋湛山記念財団、昭和49年、127～198ページを参照）。
- (18) 日本銀行保有資料「通貨安定対策本部規約」第一。
- (19) 日本銀行保有資料。
- (20) 戦後の貯蓄推進運動の詳細は貯蓄増強中央委員会『貯蓄運動史——貯増委30年のあゆみ——』同委員会、昭和58年、を参照されたい。
- (21) “Reparations from Japan—Immediate Program (Pauley Interim Report)”, December 18, 1945（前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第20巻（英文資料）、昭和57年、所収）443～449ページ。その骨子は真珠湾攻撃4周年目の昭和20年12月7日に公表された（昭和20年12月8日付『日本経済新聞』）。
- (22) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第3巻（アメリカの対日占領政策）、昭和51年、248～250ページを参照。
- (23) 例えば、昭和20年12月9日付『朝日新聞』社説「賠償計画に処する覚悟」。
- (24) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第3巻、253ページ。
- (25) 同上、254～255ページを参照。
- (26) 上掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第20巻、464～471ページ。
- (27) 上掲書第3巻、258ページ。
- (28) 上掲書第20巻、518～519ページ。